

柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部改正について

令和元年11月26日

こども部保育整備課

1 改正の趣旨

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」及び「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、国の基準（「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（以下「国基準」という。）」）が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

2 地域型保育事業の類型

類型	主な特徴	本市施設数 (H31.4 現在)
小規模保育事業（A型, B型, C型）	定員6～19人 ※A型は全員, B型は半数以上保育士 ※本市はA型のみ	9
事業所内保育事業	（小規模型）定員19人以下 （保育所型）定員20人以上 ※定員規模に応じ地域枠を設定	1
家庭的保育事業	定員1～5人 家庭的保育者の居宅等で保育	0
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅で保育	0

3 改正内容

児童福祉法第34条の16第2項及び国基準第1条第1項の規定により、改正条項は従うべき基準とされていることから、次の事項について、国基準に従い別紙のとおり改正します。

(1) 小規模保育事業、事業所内保育事業及び家庭的保育事業における連携施設（代替保育の提供）に係る要件緩和

※連携施設の確保が著しく困難な場合で、必要な要件を満たす場合に限り認められるものであり、原則として連携施設の確保は必要。

(2) 保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る要件緩和

(3) 家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の連携施設に係る要件緩和
※事業所内保育事業のうち、特例保育所型事業所内保育事業を除く。

4 施行期日

令和2年4月1日

5 今後のスケジュール

令和2年2月 令和2年第1回定例会に議案提出

(別紙) 柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部改正に係る国基準（省令）の改正内容

国基準（省令）				対象	柏市対応（案）
条項	区分	項目	内容		
第42条第2項	従うべき基準	代替保育の提供に係る連携施設の確保	代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合、次の要件を満たすときは代替保育の提供に係る連携施設を確保しないことができることとした。 ①第42条第1項の連携協力を行う者との間で、役割分担及び責任の所在が明確化されていること。 ②第1項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	家庭的保育、小規模保育、事業所内保育	(第42条第2項) 国基準どおり改正
第42条第3項	従うべき基準	第42条第2項の場合に適切に確保しなければならない連携協力を行う者	第42条第2項の場合に適切に確保しなければならない連携協力を行う者を次のとおり規定した。 ①地域型保育事業を行う事業所以外の場所において代替保育が提供される場合は、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者。 ②地域型保育事業を行う事業所において代替保育が提供される場合は、事業の規模を勘案して小規模保育事業A型と同等の能力を有する者。	※柏市地域型保育事業設備運営基準条例については、H31年4月改正済	(第42条第3項) 国基準どおり改正
第42条第8項	従うべき基準	連携施設の確保義務の免除	市長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とした。	保育所型事業所内保育（満3歳以上の児童を受け入れているものに限る）	(第42条第5項, 6項) 国基準どおり改正
附則第5条	従うべき基準	連携施設の確保義務の免除期間の延長	省令の施行日から5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長することとした。 なお、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育については、第42条第8項において連携施設の確保を不要としたことから経過措置の対象外とする。	家庭的保育、小規模保育、保育所型事業所内保育（満3歳以上の児童を受け入れているものを除く）	(附則第5条) 国基準どおり改正